

注目!

2024年度 介護保険制度改革
介護保険法改正案

「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が2月10日、提出されました。この法律は他の法案との一括法として介護保険法の改正案が含まれています。懸念されていた利用者の負担増や給付制限に係る見直し案は先送りとなりました。

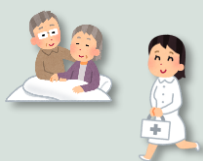
改正法案のうち介護の現場に関係の深いのは下記のポイントです。ケアマネや介護現場の実務負担も増えることも予想されます。

介護保険法改正のポイントは

介護現場の
生産性向上

(都道府県、市町村の責務)

- 都道府県が業務効率化、介護サービスの質向上等の生産性向上への取り組みについて保険事業支援計画に定め、介護サービス提供事業所や施設に対し助言・援助する。(第5条 第118条)
- 市町村は介護保険事業計画において、上記取り組みについて都道府県との連携を定める。(第117条)

複合型
サービス

(適用範囲の拡大)

- 複合型サービスの定義の見直し
訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ提供サービスの内容を明確化する。(第8条)

介護予防
支援

(居宅介護支援事業者も介護予防支援の指定対象に)

- 地域包括支援センターの業務の見直し
・指定介護予防支援事業者に介護予防支援指定申請の対象拡大。
・市町村長が指定介護予防支援事業者に対し介護予防サービス計画の検証のため情報を求めることができる。(第115条)

包括的
支援事業

(居宅介護支援事業者等に委託できる)

- 包括的支援事業の委託規定の見直し
・地域包括支援センターは指定居宅介護支援事業者等に包括支援事業を委託できる。(第115条)

経営情報
届出義務

(サービス事業者に義務づけ)

- 収集した情報は厚生労働省が分析してインターネット(介護サービス情報公表制度等)を通して国民に提供(第115条)
- 命令に従わない場合は、指定の取り消しや停止処分ができる。



■厚生労働省 第211回国会(令和5年常会)提出法律案

「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/211.html>



介護サービス事業者の インボイス制度 はやわかり



ケア・ライフ・デザイン
きらみさお
代表 吉良 操

今年の10月からインボイス制度がスタートします。消費税の仕入税額控除の方式です。インボイス導入後は適格請求書を発行できる事業者は限られるため、適格事業者として登録するかの選択が必要となります。

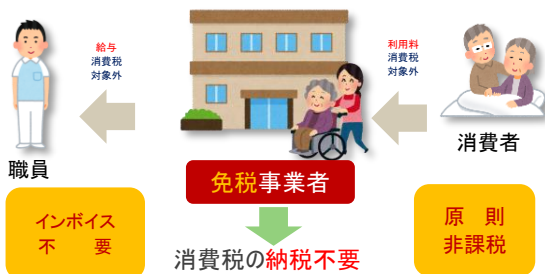
介護保険サービスは原則非課税であり、課税売上がある事業者でも年間1千万円を超えるまでは免税なので、ほとんどの事業者はインボイスは必要ありません。課税売上金額の正確な把握と、消費者、仕入れ先からの問い合わせに答えられるようにすることが大切です。課税事業者の場合は、仕入れ先に対する値引き交渉等が優越的地位の濫用に当たらないか気をつけます。

インボイス制度とは？



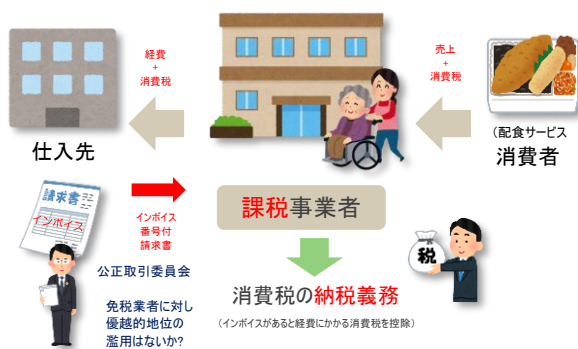
- インボイス制度とは 正式名称「適格請求書等保存方式」のこと。
- インボイスとは インボイス番号等記載された適格請求書のこと。消費税の仕入税額控除にインボイス発行・保存必要に。
- 新制度の目的は 納税の透明性を高め消費税収を増やすため。
- 準備は 登録申請、インボイス対応レジ、会計ソフト導入必要。請求書・領収書の記載項目が増え厳格な取り扱いに。
- インボイスもらえないと 控除できず損。→免税事業者の取引減る。値引き交渉か。
- インボイス発行は 消費税の課税事業者に発行 それ以外は不要。

消費税免税の介護保険サービス事業者の場合



- 介護保険サービス 消費税は原則非課税。課税対象となる売上に注意。
- 免税事業者とは 課税基準期間内の課税売上が1千万円以下の事業者。課税事業者への売上がない場合はインボイスは不要。
- 課税売上とは 消費税の課税対象となる売上のこと。
- 介護事業者は ほとんどの事業者は免税のためインボイスは不要。
- 利用者から インボイスを求められても「インボイス発行していません」「消費税納税義務ないのでインボイスは不要です」と回答。
- 支払先から 請求書にインボイス不要。請求書(インボイス付含む)を受け取った時は7年間保存。

消費税課税の介護保険サービス事業者の場合



- 課税事業者とは 課税基準期間内課税売上が1千万円を超える事業者
- 課税売上とは 消費税の課税対象となる売上のこと。
- 消費税課税対象売上
介護関連サービスでは
 - ①利用者の選定に基づき特別に提供されるサービス
特別な介護・食事・部屋・贅沢品・送迎・趣味
私物クリーニング代
 - ②福祉用具・特定福祉用具販売・住宅改修費用
 - ③事業区域外の事業者を利用した場合の交通費や送迎費用
 - ④日常生活の範囲を超えるサービス
(大掃除・模様替え・利用者の家族に対するもの等)
- 独禁法・下請法 免税事業者に対しての値引き交渉等は可能ですが、「優越的地位を濫用」と認められる場合には独禁法・下請法違反となるので慎重な対応が必要です。



■ 国税庁「インボイス制度 公表サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

GREEN
CARE
FORUM

2024 介護保険法改正 は

参加無料

申込受付中

「介護」「医療」「障害」
トリプル改正!!

こう変わる!!



online

2023年3月17日(金) 15:00~16:30

私たちグリーンケア取扱店に、お気軽にお問い合わせください。



きぬせん福祉用具研究会

千葉県船橋市海神四丁目9-18

連絡先 : 047-433-1012 FAX : 047-433-1034

mail : info@kinusen.net URL : <https://kinusen.net>

